

ビジネス法務基礎 第5回

様々な契約

民法の条文では様々な種類の契約があります。

民法の定めている売買契約や賃貸借契約などの13種類の契約のことを典型契約(有名契約)といいます。

近年では、リース契約のように民法に載っていない非典型契約(無名契約)というものもあります。

契約の基本用語

有償契約⇒当事者の双方が経済的支出を負う契約

無償契約⇒当事者の片方だけが経済的支出を負う契約

双務契約⇒当事者の双方が債務を負担する契約

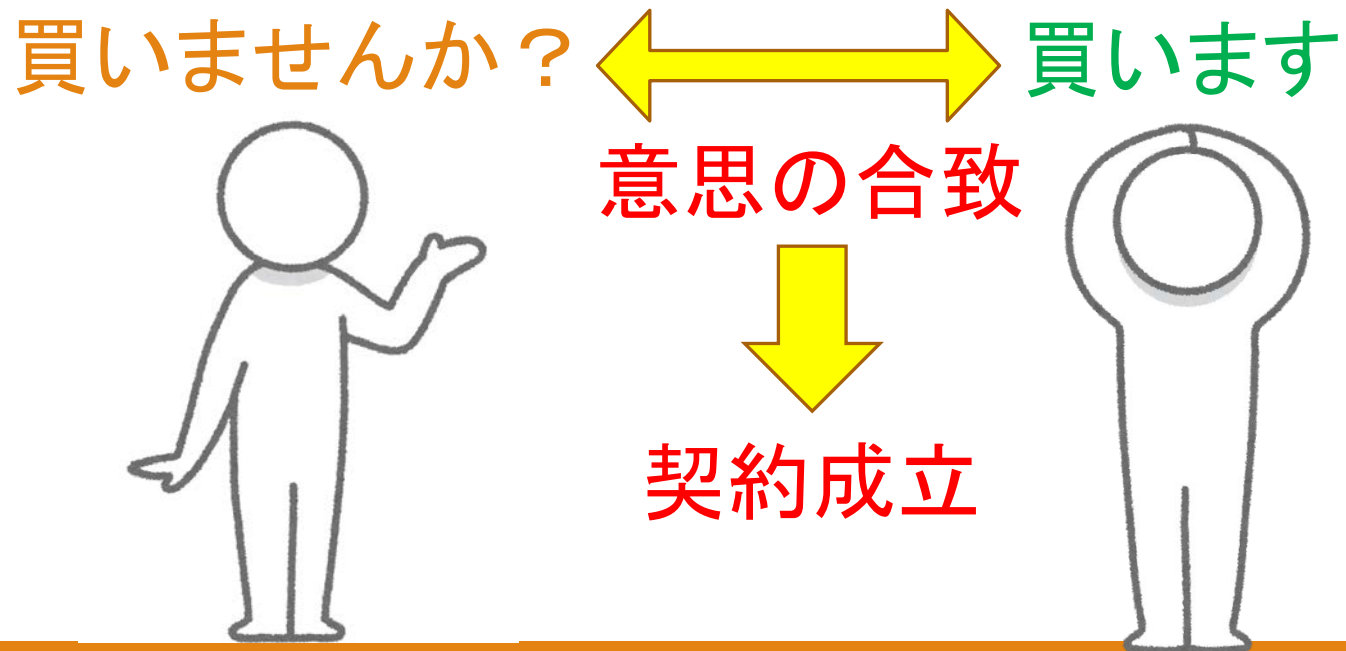
片務契約⇒当事者の片方だけが債務を負担する契約

諾成契約⇒当事者の合意だけで成立する契約

要物契約⇒当事者の同意に加え、物の引き渡しも必要な契約

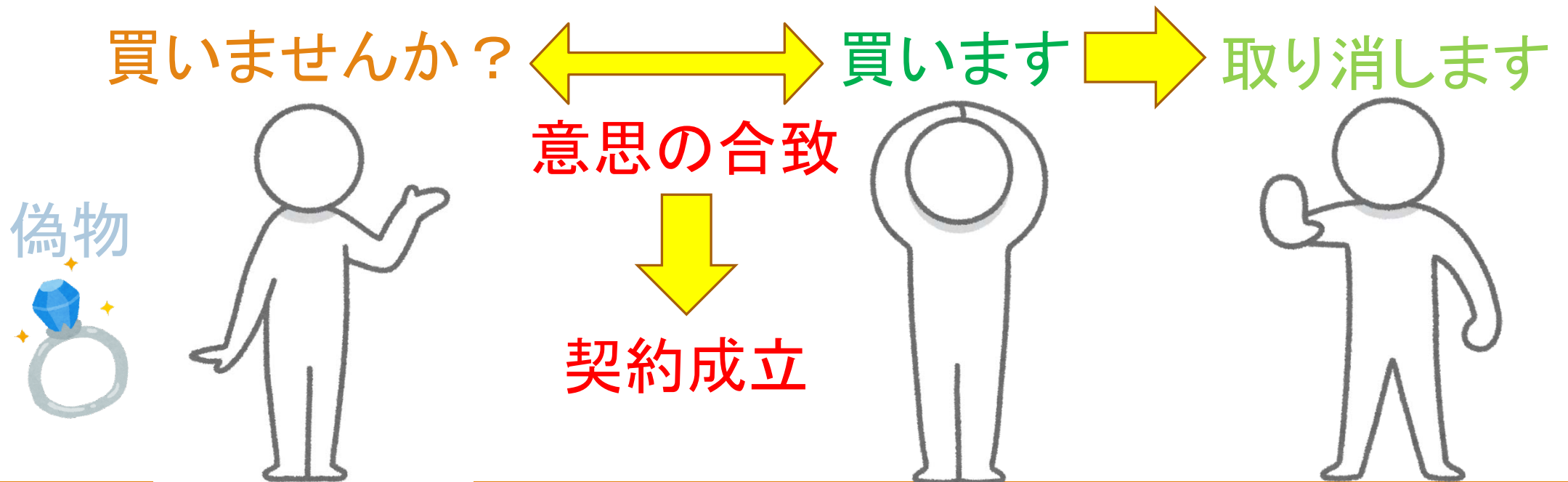
売買契約

売買契約は、申し込みの意思表示と承諾の意思表示が合致することにより成立します。



契約の取り消し

詐欺や強迫による意思表示は取り消すことができます。



契約の取り消し

心裡留保による契約は原則として有効です。

ただし、相手方が悪意であった場合や真意を知ることができた場合、無効となります。



手付

売買契約が成立した証拠として、買主が売主に対して手付金というものを支払うことがあります。

手付金が解約手付という性質をもっていた場合、相手方が履行の着手をするまでは、買主は手付を放棄（相手に手付金を譲渡）することで、売主は手付の倍額を返還することで、売買契約を解除することができます。

債務不履行①

債務者が正当な理由がないにもかかわらず、債務の本旨に従った債務の履行をしないことを債務不履行といいます。

債務不履行には履行遅滞・履行不能・不完全履行の3種類があり、債務不履行になると債権者は債務者に対して、損害賠償の請求や契約の解除などを言い渡すことができます。

債務不履行②

下記のような売買契約で、買主が8月1日までに料金を支払わない場合や、売主が9月1日までに車を引き渡さない場合、債務不履行の履行遅滞となります。



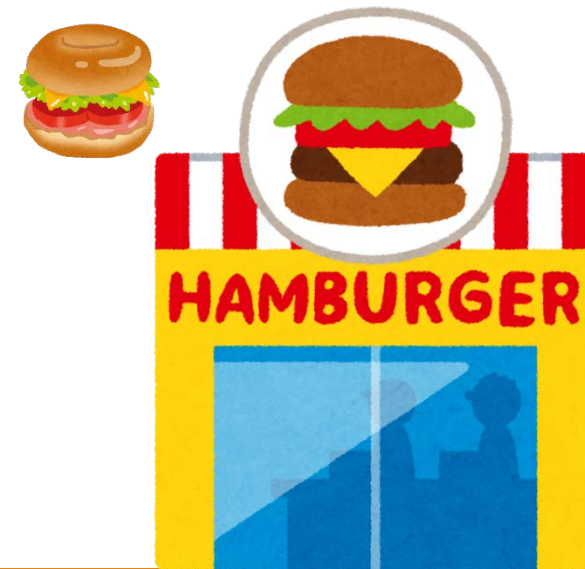
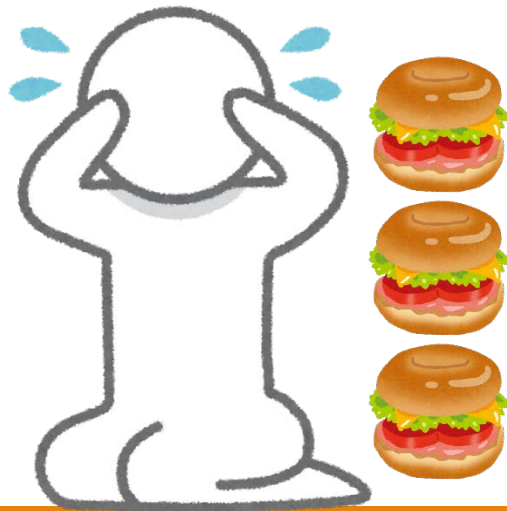
債務不履行③

売買契約を結んだ後に、車が事故でスクラップになってしまい、債務が履行できなくなったようなケースを履行不能といいます。



債務不履行④

ハンバーガーセットを4つ注文して4つ分の料金を支払ってけど、家に帰ってみると3つしか入っていなかった。このようなケースを不完全履行といいます。



同時履行の抗弁権

下記のような売買契約で、買主が8月1日までに料金を支払わない場合に9月1日になったときに、買主が売主に対して車を引き渡すように請求をしてきたら渡さなければならないのでしょうか？

買いませんか？ ← → 買います

契約成立

価格：100万円

支払：8月1日

引渡：9月1日

